



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 31 日 (火)
号外第 4 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (12) (給与課) 2
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (13) (〃) 11
	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (14) (〃) 19
	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (15) (〃) 21
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (16) (〃) 22
	職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (17) (〃) 25

人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																																
<p>（昇格の場合の号給）</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格（<u>教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級2級から3級への昇格を除く。</u>）であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第13（第8条の4関係）</p> <p style="text-align: center;">昇格時号給対応表</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <td></td> <th style="text-align: center;">2 級</th> <th style="text-align: center;">3 級</th> <th style="text-align: center;">4 級</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">83</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>50</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">85</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>51</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>キ～ケ 略</p>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				2 級	3 級	4 級	略				83		<u>50</u>		略				85		<u>51</u>		<p>（昇格の場合の号給）</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第13（第8条の4関係）</p> <p style="text-align: center;">昇格時号給対応表</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <td></td> <th style="text-align: center;">2 級</th> <th style="text-align: center;">3 級</th> <th style="text-align: center;">4 級</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">83</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>49</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">85</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>50</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>キ～ケ 略</p>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				2 級	3 級	4 級	略				83		<u>49</u>		略				85		<u>50</u>	
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																
	2 級	3 級	4 級																																														
略																																																	
83		<u>50</u>																																															
略																																																	
85		<u>51</u>																																															
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																
	2 級	3 級	4 級																																														
略																																																	
83		<u>49</u>																																															
略																																																	
85		<u>50</u>																																															

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3の4を次のように改める。

別表第3の4（第2条の4関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	学歴免許					
校長	大学卒					25 25
	短大卒					28 28
副校長及び教頭	大学卒				16 16	
	短大卒				19 19	
主幹教諭	大学卒			12 12		
	短大卒			15 15		
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（人事委員会が定めるものに限る。）	大学卒		0			
	短大卒	0	2.5 2.5			
実習教諭	大学卒		別に定める。			
	短大卒		別に定める。			
	高校卒		別に定める。			
寄宿舎主任及び寄宿舎副主任	大学卒		別に定める。			
	短大卒		別に定める。			
	高校卒		別に定める。			
講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	大学卒	0				
	短大卒	0				
	高校卒	0				

別表第3の5を次のように改める。

別表第3の5（第2条の4関係）

教育職給料表(2)級別資格基準表

職種	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	学歴免許					
校長	大学卒					24 24
	短大卒					27 27
副校長及び教頭	大学卒				11 11	
	短大卒				14 14	
主幹教諭	大学卒			9 9		
	短大卒			12 12		
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（人事委員会が定めるものに限る。）	大学卒		0			
	短大卒		0			
講師、助教諭及び養護助教諭	大学卒	0				
	短大卒	0				
	高校卒	0				

別表第13ウ及びエを次のように改める。

ウ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日	昇 格 後 の 号 給
----------	-------------

に受けていた号給	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	2	1	1
30	10	3	1	1
31	11	4	1	1
32	12	5	1	1
33	13	6	1	1
34	14	7	1	1
35	15	8	1	1
36	16	9	1	1
37	17	10	1	1
38	18	11	1	1
39	19	12	1	1
40	20	13	1	1
41	21	14	1	1
42	22	15	1	2
43	23	16	1	3
44	24	17	1	4

45	25	18	1	5
46	26	19	1	6
47	27	20	1	7
48	28	21	1	8
49	29	22	1	9
50	30	23	1	10
51	31	24	1	11
52	32	25	1	12
53	33	26	1	13
54	33	27	2	14
55	34	28	3	15
56	34	29	4	16
57	35	30	5	17
58	35	31	6	18
59	36	32	7	19
60	36	33	8	20
61	37	34	9	21
62	37	35	10	22
63	38	36	11	23
64	38	37	12	24
65	39	38	13	25
66	39	39	14	26
67	40	40	15	27
68	40	41	16	28
69	41	41	17	29
70	42	42	18	30
71	43	43	19	31
72	44	44	20	32
73	45	45	21	33
74	45	46	22	34
75	46	47	23	35
76	46	48	24	36
77	47	49	25	37
78	47	50	26	37
79	48	51	27	38
80	48	52	28	38
81	49	53	29	39
82	49	53	30	39
83	49	54	31	40
84	50	55	32	40
85	50	56	33	41
86	50	56	34	42
87	51	57	35	43
88	51	58	36	44
89	51	59	37	45

90	52	60	38	
91	52	61	39	
92	52	61	40	
93	53	62	41	
94	53	63	42	
95	54	64	43	
96	54	65	44	
97	55	66	45	
98	55	67	46	
99	56	67	47	
100	56	68	48	
101	57	69	49	
102	57	70	49	
103	58	70	50	
104	58	71	50	
105	59	72	51	
106	59	72	51	
107	60	73	52	
108	60	74	52	
109	61	74	53	
110	61	75	53	
111	61	76	54	
112	61	76	54	
113	62	77	55	
114	62	77	55	
115	62	78	56	
116	62	79	56	
117	63	79	57	
118	63	80	57	
119	63	80	58	
120	63	81	58	
121	64	81	59	
122	64	82	59	
123	64	82	60	
124	64	83	60	
125	65	83	61	
126	65	83	61	
127	65	84	61	
128	65	84	61	
129	65	84	62	
130	65	85	62	
131	65	85	62	
132	66	85	62	
133	66	86	63	
134	66	86	63	

135	66	87	63	
136	66	87	63	
137	66	87	64	
138	66			
139	67			
140	67			
141	67			
142	67			
143	67			
144	67			
145	67			
146	68			
147	68			
148	68			
149	68			
150	68			
151	68			
152	68			
153	69			

備考 この表の3級欄は、2級から3級へ昇格させた場合について適用し、特2級から3級へ昇格させた場合の対応号給は、人事委員会が別に定める。

エ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1

21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	1	1	1
39	31	1	1	1
40	32	1	1	1
41	33	2	1	1
42	34	3	1	1
43	35	4	1	1
44	36	5	1	1
45	37	6	1	1
46	38	7	1	1
47	39	8	1	1
48	40	9	1	1
49	41	10	1	1
50	41	11	2	1
51	42	12	3	1
52	42	13	4	1
53	43	14	5	1
54	43	15	6	1
55	44	16	7	1
56	44	17	8	1
57	45	18	9	1
58	46	19	10	2
59	47	20	11	3
60	48	21	12	4
61	49	22	13	5
62	49	23	14	6
63	50	24	15	7
64	50	25	16	8
65	51	26	17	9

66	51	27	18	10
67	52	28	19	11
68	52	29	20	12
69	53	30	21	13
70	53	31	22	14
71	54	32	23	15
72	54	33	24	16
73	55	34	25	17
74	55	35	26	18
75	56	36	27	19
76	56	37	28	20
77	57	38	29	21
78	57	39	30	22
79	58	39	31	23
80	58	40	32	24
81	59	41	33	25
82	59	42	34	25
83	60	43	35	26
84	60	44	36	26
85	61	45	37	27
86	61	46	38	27
87	61	47	39	28
88	62	48	40	28
89	62	49	41	29
90	62	50	42	29
91	63	51	43	30
92	63	52	44	30
93	63	52	45	31
94	64	53	46	31
95	64	54	47	32
96	64	55	48	32
97	65	56	49	33
98	65	56	50	33
99	65	57	51	34
100	65	58	52	34
101	66	59	53	35
102	66	59	54	35
103	66	60	55	36
104	66	61	56	36
105	67	62	57	37
106	67	62	58	
107	67	63	59	
108	67	64	60	
109	68	65	61	
110	68	65	61	

111	68	66	62	
112	68	67	62	
113	69	68	63	
114	69	68	63	
115	69	69	64	
116	69	70	64	
117	70	71	65	
118	70	71	66	
119	70	72	67	
120	70	73	68	
121	71	73	69	
122	71	74	69	
123	71	75	70	
124	71	76	70	
125	72	76	71	
126		77	71	
127		77	72	
128		78	72	
129		79	73	
130		80	73	
131		80	74	
132		81	74	
133		81	75	
134		82	75	
135		83	76	
136		83	76	
137		84	77	
138		85	77	
139		85	78	
140		86	78	
141		87	79	
142		87	79	
143		88	80	
144		89	80	
145		89	81	
146		90	81	
147		91	82	
148		92	82	
149		92	83	

備考 この表の3級欄は、2級から3級へ昇格させた場合について適用し、特2級から3級へ昇格させた場合の対応号給は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第13号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	2種	知事の 事務部 局	本庁	略	2種
		防災監 次長（行財政改革局自治研修所、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 総室長（ <u>政策企画総室</u> 、子育て支援総室及び <u>森林・林業総室</u> の総室長を除く。） 県民室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） 行財政改革局自治研修所の所長（人事委員会が		防災監 次長（行財政改革局自治研修所、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 総室長（子育て支援総室の総室長を除く。） 県民室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） 行財政改革局自治研修所の所長（人事委員会が			

	<p>承認したものに 限る。)</p> <p>衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>農業大学の校 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>農林総合研究所 の所長</p> <p>農林総合研究所 農業試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>農林総合研究所 園芸試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>農林総合研究所 畜産試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>参事監 <u>医療政策監</u></p>	<p>3種</p>			<p>承認したものに 限る。)</p> <p>衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p><u>消費生活センタ ーの所長(人事 委員会が承認し たものに限 る。)</u></p> <p>農業大学の校 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>農林総合研究所 の所長</p> <p>農林総合研究所 農業試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>農林総合研究所 園芸試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>農林総合研究所 畜産試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>参事監</p>	<p>3種</p>
	<p>課長(衛生環境 研究所及び農業 大学の課長を 除く。)</p> <p>防災局の副局長 防災局防災チー</p>				<p>課長(衛生環境 研究所及び農業 大学の課長を 除く。)</p> <p>防災局の副局長 防災局防災チー</p>	

		<p>ムのチーム長 防災局危機管理 チームのチーム 長 防災局消防チー ムのチーム長 政策法務室の室 長 県民室の室長 行財政改革局人 事・評価室の室 長 行財政改革局給 与室の室長 行財政改革局業 務効率化室の室 長 行財政改革局財 源確保室の室長 行財政改革局自 治研修所の所長 及び次長 行財政改革局福 利厚生室の室長 <u>政策企画総室の 総室長</u> <u>地域づくり支援 局移住定住促進 室の室長</u> <u>地域づくり支援 局中山間地域振 興室の室長</u> 文化観光局の副 局長 <u>子ども発達支援 室の室長</u> 子育て支援総室 の総室長 衛生環境研究所 の所長及び次長 <u>砂丘事務所の所 長</u> <u>くらしの安心局</u></p>			<p>ムのチーム長 防災局危機管理 チームのチーム 長 防災局消防チー ムのチーム長 政策法務室の室 長 県民室の室長 行財政改革局人 事・評価室の室 長 行財政改革局給 与室の室長 行財政改革局業 務効率化室の室 長 行財政改革局財 源確保室の室長 行財政改革局自 治研修所の所長 及び次長 行財政改革局福 利厚生室の室長 <u>次世代改革室の 室長</u> 文化観光局の副 局長 子育て支援総室 の総室長 衛生環境研究所 の所長及び次長 <u>消費生活センタ</u></p>
--	--	---	--	--	---

		<p>消費生活センタ 一の所長 政策室の室長</p> <p>市場開拓局市場 開拓室の室長 市場開拓局食の みやこ推進室の 室長 農業大学の校 長、次長及び部 長 森林・林業総室 の総室長 農林総合研究所 企画総務部の部 長 農林総合研究所 農業試験場の場 長 農林総合研究所 園芸試験場の場 長及び次長 農林総合研究所 畜産試験場の場 長 農林総合研究所 中小家畜試験場 の場長 農林総合研究所 林業試験場の場 長 公益法人・団体 指導室の室長</p> <p>建設事業評価室 の室長 総括検査専門員 企画調整幹（人 事委員会が承認 したものに限</p>			<p>一の所長</p> <p>経済・雇用政策 総室企画調査チ ームのチーム長 市場開拓室の室 長 食のみやこ推進 室の室長</p> <p>農業大学の校 長、次長及び部 長</p> <p>農林総合研究所 企画総務部の部 長 農林総合研究所 農業試験場の場 長 農林総合研究所 園芸試験場の場 長及び次長 農林総合研究所 畜産試験場の場 長 農林総合研究所 中小家畜試験場 の場長 農林総合研究所 林業試験場の場 長 公益法人・団体 指導室の室長 会計管理室の室 長 出納室の室長 建設事業評価室 の室長 総括検査専門員 企画調整幹（人 事委員会が承認 したものに限</p>	
--	--	--	--	--	---	--

		る。)				る。)	
		室長(管理職手当に係る区分が2種及び3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。)	4種			室長(管理職手当に係る区分が2種及び3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。)	4種
		チーム長(管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員及び政策企画総室次世代改革チームのチーム長を除き、子育て支援総室母子・児童養護チームのチーム長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。)				チーム長(管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員及び子育て支援総室母子・児童養護チームのチーム長を除き、子育て支援総室保育・幼児教育チームのチーム長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。)	
		企画調整幹 民工芸振興官				企画調整幹 民工芸振興官	
		略				略	
地方 機関	総合事務所	略		地方 機関	総合事務所	略	
		局長(東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。)	3種			局長(東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。)	3種
		副局長 課長 農業改良普及所の所長				副局長 課長 農業改良普及所の所長	
		山陰道推進室の室長				鳥取環状道路建設推進室の室長	
		基盤整備室の室長				山陰道推進室の室長	
						大規模基盤整備	

		長 大山自然歴史館 の館長 大山・弓浜農業 用水対策室の室 長 米子空港整備室 の室長 企画県民室の室 長 商工観光チーム のチーム長 医療指導監	
		略	
	略		
	関西本部	略	
		本部長	2種
		副本部長	3種
		略	
	略		
	皆成学園	略	
		所長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 次長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 養護課長	4種
	略		
	高等技術専 門校	校長	3種
	略		
	水産試験場	略	
		場長 次長	3種
	略		
略			
教育委 員会事 務局及 び教育	略		
	教育 機関	略	
		博物館	略
		副館長	3種

		室の室長 大山自然歴史館 の館長 大山・弓浜農業 用水対策室の室 長 米子空港整備室 の室長	
		医療指導監	
	略		
	関西本部	略	
		本部長	2種
		略	
	略		
	皆成学園	略	
		所長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 次長（人事委員 会が承認したも のに限る。）	4種
	略		
	高等技術専 門校	校長	3種
	鳥取二十世 紀梨記念館	館長	3種
	略		
	水産試験場	略	
		場長	3種
	栽培漁業セ ンター	所長	3種
	略		
略			
教育委 員会事 務局及 び教育	略		
	教育 機関	略	
		博物館	略
		副館長	3種

機関		課長	
	略		
	高等学校	略	
		船長	4種
		副校長	特4種
	略		
	特別支援学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）
		副校長	特4種
		略	
	部主事である主幹教諭	8種	
略			
市町村立学校	中学校 小学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）
		副校長	特4種
	略		
特別支援学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）	

機関		課長	
	スポーツセンター	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
		所長	3種
	略		
	高等学校	略	
		船長	4種
		略	
	特別支援学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）
		略	
		部主事である教諭	8種
略			
市町村立学校	中学校 小学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）
		略	
	特別支援学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）

			種)
		副校長	特4種
		略	
略			

			種)
		略	
略			

別表第2(第3条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
略				
教育職給料表 (1)	3級	略		
		4種	59,500円	46,700円
		特4種	51,900円	42,500円
		略		
	7種	42,600円	33,400円	
	特2級	8種	34,000円	23,800円
略				
教育職給料表 (2)	3級	略		
		4種	57,800円	45,700円
		特4種	50,200円	41,600円
	略			
略				

備考 略

別表第2(第3条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
略				
教育職給料表 (1)	3級	略		
		4種	59,500円	46,700円
		略		
		7種	42,600円	33,400円
	略			
	略			
教育職給料表 (2)	3級	略		
		4種	57,800円	45,700円
	略			
略				

備考 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第14号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	25,000
2 年 以 上 3 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	20,000
3 年 以 上 4 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	15,000
4 年 以 上 5 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	10,000
5 年 以 上 6 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	5,000
6 年 以 上 7 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	48,200	
7 年 以 上 8 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	46,400	
8 年 以 上 9 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	44,600	
9 年 以 上 10 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	42,800	
10 年 以 上 11 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	41,000	
11 年 以 上 12 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	39,200	
12 年 以 上 13 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	37,400	
13 年 以 上 14 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	35,600	
14 年 以 上 15 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	34,200	
15 年 以 上 16 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	32,800	
16 年 以 上 17 年 未 満	406,500	361,500	302,700	246,500	181,500	31,400	
17 年 以 上 18 年 未 満	402,100	357,500	299,400	243,900	179,900	30,000	
18 年 以 上 19 年 未 満	397,700	353,500	296,100	241,300	178,300	28,600	
19 年 以 上 20 年 未 満	393,300	349,500	292,800	238,700	176,700	27,200	
20 年 以 上 21 年 未 満	388,900	345,500	289,500	236,100	175,100	25,800	
21 年 以 上 22 年 未 満	369,600	328,700	275,800	224,100	165,900	25,200	
22 年 以 上 23 年 未 満	349,900	311,600	261,800	212,300	156,200	24,600	
23 年 以 上 24 年 未 満	330,700	295,000	248,400	200,300	147,100	23,700	
24 年 以 上 25 年 未 満	311,400	278,100	234,600	188,600	137,500	23,100	
25 年 以 上 26 年 未 満	292,000	261,300	221,000	176,800	128,300	22,500	
26 年 以 上 27 年 未 満	269,400	240,600	203,400	162,500	117,400	21,900	
27 年 以 上 28 年 未 満	247,200	220,300	186,400	148,200	107,000	21,300	
28 年 以 上 29 年 未 満	224,900	200,000	169,200	134,000	96,700	20,600	
29 年 以 上 30 年 未 満	202,200	179,300	151,600	119,700	85,800	20,300	
30 年 以 上 31 年 未 満	177,500	157,500	133,700	104,800	75,200	19,900	

31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500	90,000	64,200	19,300
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700	74,900	53,800	18,500
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700	55,800	39,700	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 4 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、この表に掲げる額と同項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当の月額とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第15号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条の3関係）			別表第1（第2条の3関係）		
給料表	職員	加算割合	給料表	職員	加算割合
略			略		
教育職給料表(1)	略		教育職給料表(1)	略	
教育職給料表(2)	職務の級3級の職員	100分の10	教育職給料表(2)	職務の級3級の職員	100分の10
		<u>（人事委員会が別に定める職員においては100分の15）</u>			
	職務の級特2級の職員	100分の10			
	略			略	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事事務部局	<p>本庁</p> <p>部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 <u>筆頭主幹</u> 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室並びに業務効率化室の改革推進担当及び集中化企画担当の副主幹に限る。） 監察員 主事（人事・評価室及び給与室の主事で、企画に関する事務</p>	知事事務部局	<p>本庁</p> <p>部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室及び業務効率化室改革推進担当の副主幹に限る。） 監察員 主事（人事・評価室、給与室及び業務効率化室改革推進担当の主事で、企画に関する事務を行う</p>

		を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 課長 室長 (心と女性の相談室の室長を除く。)	チーム長 (商工観光チームのチーム長に限る。)
略		医療指導監 館長 課長補佐
関西本部	本部長 副本部長	チーム長 (企業立地・産業チームのチーム長に限る。)
略		
皆成学園	園長 次長	課長 (養護課の課長に限る。)
略		所長
略		
高等技術専門学校	校長	総務課長
略		
水産試験場	場長 次長 部長	総務課長 船長
略		
会計局	局長 課長 課長補佐	審査出納課の副主幹
庶務集中局	局長 課長 室長	課長補佐
教育委員会関係の事務局等	略	
教育委員会関係の事務局等	博物館	館長 副館長 総務課長
略		
略	高等学校	校長 副校長 教頭 舎監長 事務長 船長
略	特別支援学校	校長 副校長 教頭 部主事 事務長
略		
人事委員会事務局	局長 次長 課長	副主幹
略		
備考	略	

		ものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 課長 室長 (心と女性の相談室の室長を除く。)	医療指導監 館長 課長補佐
略		
関西本部	本部長	チーム長 (企業立地・産業チームのチーム長に限る。)
略		
皆成学園	園長 次長	所長
略		
略		
高等技術専門学校	校長	総務課長
鳥取二十世紀梨記念館	館長	
略		
水産試験場	場長 総務課長	船長
栽培漁業センター	所長 総務課長	船長
略		
出納局	出納局長 室長 室長補佐	出納室の副主幹
教育委員会関係の事務局等	略	
教育委員会関係の事務局等	博物館	館長 副館長 総務課長
略	スポーツセンター	所長
略		
略	高等学校	校長 教頭 舎監長 事務長 船長
略	特別支援学校	校長 教頭 部主事 事務長
略		
人事委員会事務局	局長 次長 課長	課長補佐
略		
備考	略	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第17号

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後										改正前																																																																																																													
別表第2（第15条関係）																																																																																																																							
ア 再任用職員以外の職員																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>行政職給料表 他の給料表</td> <td>9級</td> <td>8級</td> <td>7級</td> <td>6級</td> <td>5級</td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td>2級</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表(1)</td> <td></td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td>特2級 の22号 給以上</td> <td>特2級 の14号 給から</td> <td>特2級 の10号 給から</td> <td>特2級 の9号 給から</td> <td>2級の 9号給 から24 号給ま</td> <td>2級の 8号給 以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2級の 49号給 以上</td> <td>2級の 21号給 まで</td> <td>2級の 13号給 まで</td> <td>2級の 25号給 で</td> <td>1級の 40号給 以下</td> <td>1級の 41号給 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>41号給 から48 号給ま で</td> <td>41号給 から40 号給ま で</td> <td>37号給 から40 号給ま で</td> <td>41号給 以上</td> <td>41号給 以上</td> <td></td> </tr> </table>										行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	略										教育職給料表(1)		4級	3級	特2級 の22号 給以上	特2級 の14号 給から	特2級 の10号 給から	特2級 の9号 給から	2級の 9号給 から24 号給ま	2級の 8号給 以下					2級の 49号給 以上	2級の 21号給 まで	2級の 13号給 まで	2級の 25号給 で	1級の 40号給 以下	1級の 41号給 以上					41号給 から48 号給ま で	41号給 から40 号給ま で	37号給 から40 号給ま で	41号給 以上	41号給 以上		<table border="1"> <tr> <td>行政職給料表 他の給料表</td> <td>9級</td> <td>8級</td> <td>7級</td> <td>6級</td> <td>5級</td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td>2級</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表(1)</td> <td></td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2級の 9号給 から24 号給ま</td> <td>2級の 8号給 以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2級の 49号給 以上</td> <td>2級の 25号給 で</td> <td>2級の 21号給 まで</td> <td>2級の 13号給 まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>41号給 から48 号給ま で</td> <td>41号給 から40 号給ま で</td> <td>37号給 から40 号給ま で</td> <td>41号給 以上</td> </tr> </table>										行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	略										教育職給料表(1)		4級	3級					2級の 9号給 から24 号給ま	2級の 8号給 以下							2級の 49号給 以上	2級の 25号給 で	2級の 21号給 まで	2級の 13号給 まで							41号給 から48 号給ま で	41号給 から40 号給ま で	37号給 から40 号給ま で	41号給 以上
行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級																																																																																																														
略																																																																																																																							
教育職給料表(1)		4級	3級	特2級 の22号 給以上	特2級 の14号 給から	特2級 の10号 給から	特2級 の9号 給から	2級の 9号給 から24 号給ま	2級の 8号給 以下																																																																																																														
				2級の 49号給 以上	2級の 21号給 まで	2級の 13号給 まで	2級の 25号給 で	1級の 40号給 以下	1級の 41号給 以上																																																																																																														
				41号給 から48 号給ま で	41号給 から40 号給ま で	37号給 から40 号給ま で	41号給 以上	41号給 以上																																																																																																															
行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級																																																																																																														
略																																																																																																																							
教育職給料表(1)		4級	3級					2級の 9号給 から24 号給ま	2級の 8号給 以下																																																																																																														
						2級の 49号給 以上	2級の 25号給 で	2級の 21号給 まで	2級の 13号給 まで																																																																																																														
						41号給 から48 号給ま で	41号給 から40 号給ま で	37号給 から40 号給ま で	41号給 以上																																																																																																														
備考 略																																																																																																																							
イ 再任用職員																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>行政職給料表 他の給料表</td> <td>9級</td> <td>8級</td> <td>7級</td> <td>6級</td> <td>5級</td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td>2級</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表(1)</td> <td></td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td></td> <td></td> <td>特2級</td> <td></td> <td>1級</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	略										教育職給料表(1)		4級	3級			特2級		1級								2級				<table border="1"> <tr> <td>行政職給料表 他の給料表</td> <td>9級</td> <td>8級</td> <td>7級</td> <td>6級</td> <td>5級</td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td>2級</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表(1)</td> <td></td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1級</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2級</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	略										教育職給料表(1)		4級	3級					1級									2級																						
行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級																																																																																																														
略																																																																																																																							
教育職給料表(1)		4級	3級			特2級		1級																																																																																																															
						2級																																																																																																																	
行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級																																																																																																														
略																																																																																																																							
教育職給料表(1)		4級	3級					1級																																																																																																															
							2級																																																																																																																
備考 略																																																																																																																							

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。